

第2期
瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画
(案)

令 和 年 月

東 京 都 瑞 穂 町

目次

第1部 計画改定にあたって.....	- 1 -
第1章 改定の背景	- 1 -
第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的.....	- 1 -
第2節 瑞穂町の行動計画の改定の経緯.....	- 1 -
第2章 基本的な方針.....	- 2 -
第1節 計画の基本的考え方.....	- 2 -
第2節 対策の目的.....	- 3 -
第3節 対策実施上の留意点.....	- 4 -
第4節 役割分担及び実施体制.....	- 5 -
第3章 発生段階等の考え方.....	- 10 -
第1節 発生段階の考え方.....	- 10 -
第2節 各段階の概要.....	- 10 -
第3節 対策項目.....	- 10 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 13 -
第1章 実施体制	- 13 -
第1節 準備期	- 13 -
第2節 初動期	- 13 -
第3節 対応期	- 14 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 15 -
第1節 準備期	- 15 -
第2節 初動期	- 15 -
第3節 対応期	- 16 -
第3章 まん延防止	- 17 -
第1節 準備期	- 17 -
第2節 初動期	- 17 -
第3節 対応期	- 17 -
第4章 ワクチン	- 18 -
第1節 準備期	- 18 -
第2節 初動期	- 24 -
第3節 対応期	- 29 -
第5章 保健	- 33 -
第1節 準備期	- 33 -
第2節 初動期	- 33 -
第3節 対応期	- 33 -
第6章 物資	- 34 -
第1節 準備期	- 34 -
第2節 初動期	- 34 -
第3節 対応期	- 34 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 35 -
第1節 準備期	- 35 -
第2節 初動期	- 36 -
第3節 対応期	- 36 -
【用語解説】	- 40 -

第1部 計画改定にあたって

第1章 改定の背景

第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（C O V I D – 1 9）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされました。この未曾有の感染症危機において、瑞穂町は、国・東京都・近隣市町村等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、住民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきました。

今般の瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「瑞穂町行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナの対応で積み重ねた経験を踏まえ、感染症の大規模な流行が発生した際ににおいて住民の生命を守ると同時に、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目指すものです。この行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

第2節 瑞穂町の行動計画の改定の経緯

平成20（2008）年2月、「瑞穂町総合危機管理基本マニュアル」を整備し、新型インフルエンザが発生した際の手順を定めました。

そして平成25（2013）年、特措法の制定と共に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「東京都行動計画」という。）が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条の規定に基づき「瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。今般、令和6（2024）年7月に政府行動計画、令和7（2025）年5月に東京都行動計画が抜本改定となったことを受け、瑞穂町行動計画の改定を行うものです。

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

第2章 基本的な方針

第1節 計画の基本的考え方

1 策定根拠

瑞穂町行動計画は、特措法第8条の規定により東京都行動計画に基づき策定するものです。

2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

瑞穂町行動計画の対象とする感染症は、次の3つです。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的考え方

瑞穂町行動計画は、政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針、町が実施する対策及び病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合や免疫の獲得が進んだ状況等で弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示したものです。

また、国、東京都、瑞穂町、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び住民の役割を示し、相互に連携した新型インフルエンザ等の対策を推進します。

4 計画の推進

- (1) 瑞穂町行動計画には、最新の科学的な知見を取り入れます。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報収集や体制構築を通じ、発生時の対応能力を高めます。

5 瑞穂町の各種計画等との整合性

瑞穂町行動計画の策定に際しては、第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町地域防災計画など、関連する計画等との整合を図ります。

6 計画の改定

瑞穂町行動計画は、今後の政府行動計画等の見直しを踏まえ、隨時改定を行います。

第2節 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。長期的には、国民の多くがり患し、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供の許容能力を超える事態が想定されます。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要です。

また、り患することにより事業所の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで地域経済に影響を与えることになります。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

これらのことから、以下の2点を対策の目的とします。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- 2 住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

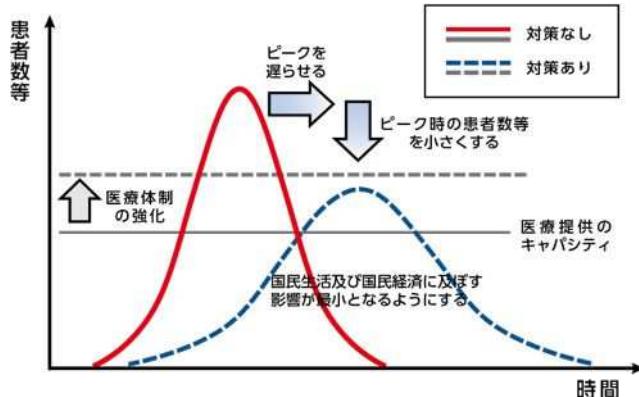
1 感染拡大の可能な限りの抑制と、住民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、地域における医療提供体制の整備及びワクチン製造のための時間を確保します。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するよう配慮し、受診が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数及び死者数を減らします。

2 住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小化

- (1) 感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による住民生活及び経済活動への影響を軽減します。
- (2) 住民生活及び経済活動の安定を確保します。
- (3) 地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らします。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努めます。

＜対策の効果 概念図＞



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

第3節 対策実施上の留意点

国、東京都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、特措法その他の法令及び国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、瑞穂町の区域内（以下「町内」という。）で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

この場合において、次の点に留意します。

1 基本人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします²。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対してその意義や必要性を十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

2 柔軟な対応

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会活動・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度、抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあります。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要があります。

3 関係機関相互の連携・協力の確保

東京都の新型インフルエンザ等対策本部と瑞穂町の新型インフルエンザ等対策本部（以下「瑞穂町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進します。瑞穂町町対策本部長は、必要があると認める場合は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう東京都へ要請します。

2 特措法第5条

4 高齢者施設や障害者支援施設等の社会福祉施設等³における対応

感染症危機における社会福祉施設等において、必要となる医療提供体制等を平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

5 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることを進めます。また、発災時には、瑞穂町は、東京都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

6 記録の作成・保存及び公表

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、町対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

なお、記録の公表に際しては、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）等に留意します。

7 事業継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような感染期においても、町の危機管理体制を維持し、対策を継続することが非常に重要です。このことを踏まえ、町の業務継続計画（BCP）〔新型インフルエンザ編〕（以下「町業務継続計画」という。）を作成するとともに町職員に周知・徹底を図ります。

第4節 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、地域経済への影響を最小限にするためには、国、東京都、瑞穂町、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者、住民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、住民生活及び経済活動を維持しなければなりません。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、お互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められます。

1 基本的な責務

（1）国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します⁴。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁵とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます⁶。国は、こうした取組を通じ、新型インフルエンザ等

3 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の、利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

4 特措法第3条第1項

5 特措法第3条第2項

6 特措法第3条第3項

の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議⁷（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議⁸（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となつた取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議⁹（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

（2）東京都

平時には、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図ります。

（3）瑞穂町

平時から、町内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

新型インフルエンザ等の流行発生時には、住民に最も近い行政単位として、感染拡大の抑制、住民への予防接種、生活支援などの瑞穂町行動計画で定めた対策を東京都や近隣市町村等と連携して的確かつ迅速に実施します。また、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に関し、瑞穂町行動計画に基づき、的確に対策を実施します。

（4）医療機関等

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、東京

7 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催

8 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催

9 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等¹⁰の確保を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、東京都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹¹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施、重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます¹²。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹³ため、平時からマスクや消毒薬といった衛生用品の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(8) 住民

住民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動や、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）といった個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄を行うよう努めます。

10 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

11 特措法第3条第5項

12 特措法第4条第3項

13 特措法第4条第1項及び第2項

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます¹⁴。

2 瑞穂町の実施体制

(1) 瑞穂町対策連絡会議の設置

町長は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合など、必要に応じて部長職等によって構成される「瑞穂町新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「瑞穂町対策連絡会議」という。）」を設置します。瑞穂町対策連絡会議は、庁内における情報の共有化と共に国の基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ等への対策を推進します。

ア 設置者 町長
イ 構成員 ① 部長、議会事務局長、協働推進部参事
② 協働推進部安全・安心課長、福祉部健康課長
③ 座長が指名する職員
ウ 事務局 協働推進部安全・安心課、福祉部健康課

(2) 瑞穂町対策本部の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部又は東京都対策本部が設置された場合には、緊急事態宣言前であっても、必要に応じて特措法に基づかない任意の瑞穂町対策本部を設置し、緊急事態宣言が行われた場合、特措法に基づく瑞穂町対策本部に移行します。

なお、任意で設置する瑞穂町対策本部は、瑞穂町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第1号）に準じ設置するものとします。

ア 設置者 町長
イ 構成員 ① 本部長 町長
② 副本部長 副町長、教育長
③ 本部員 部長、議会事務局長、協働推進部参事、
協働推進部安全・安心課長、福祉部健康課長、
福生消防署長又はその指名する消防吏員
ウ 事務局 協働推進部安全・安心課、福祉部健康課
エ 対策本部の事務分掌 次の表のとおり

部の名称	分掌
議会事務局	・議会との連絡調整に関する事。 ・他の部の応援に関する事。
企画部	・新型インフルエンザ等対策予算及び契約に関する事。 ・広報及び広聴に関する事。 ・報道機関への対応に関する事。 ・職員の感染予防に関する事。 ・職員の予防接種（特定接種）の実施に関する事。 ・情報システムの維持に関する事。 ・外国人に関する支援に関する事。

14 特措法第4条第1項

企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 ・他の部局の応援に関すること。
住民部	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬の許可等、各種届出に関すること。 ・火葬場との連絡調整及び埋葬能力の把握に関すること。 ・遺体の収容、埋葬及び火葬に関すること。 ・ごみの処理維持に関すること。 ・ごみの排出抑制に関すること。 ・野生鳥獣の監視に関すること。 ・他の部局の応援に関すること。
協働推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活の安全安心に関すること。 ・町内会、自治会等との連絡調整に関すること。 ・家畜等に関する情報収集及び対策に関すること。 ・中小企業及び農業団体の対策に関すること。 ・食料及び生活必需品の安定供給に関すること。 ・生活関連物資等に関する情報収集及び要請に関すること。 ・瑞穂町対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 ・瑞穂町対策本部の動員に関すること。 ・各部局の連絡調整に関すること。 ・他の部局の応援に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。 ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること。 ・瑞穂町対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 ・瑞穂町対策本部の動員に関すること。 ・住民からの相談に関すること。 ・国、東京都、他自治体、関係機関との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び提供に関すること。 ・住民に対する予防接種の実施に関すること。 ・医療提供体制の確保に関すること。 ・新型インフルエンザ等に必要な対策の総合調整に関すること。 ・高齢者、障がい者等の要配慮者への支援に関すること。(入所・訪問介護等事業所の対応を含む。) ・社会福祉施設等における感染状況の把握に関すること。 ・母子等の要配慮者に関すること。 ・不要不急の外出の自粛、社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛、集会等の自粛及び施設の使用制限に関すること。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関との連絡調整に関すること。 ・道路、河川及び公園の維持管理に関すること。 ・下水道機能の維持に関すること。 ・他の部局の応援に関すること。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂町立小・中学校との連絡調整に関すること。 ・瑞穂町立小・中学校の感染予防等に関すること。 ・他の部局の応援に関すること。

第3章 発生段階等の考え方

第1節 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講すべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

発生段階は、東京都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とします。

第2節 各段階の概要

1 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、瑞穂町業務継続計画の作成や見直し、また、住民に対する情報提供・啓発やDXの推進、人材育成、住民の生活及び経済活動の安定の確保のための体制構築等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行います。

2 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部や東京都対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の情報を収集・提供するとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

3 対応期

- (1) 政府対策本部や東京都対策本部の設置後、町内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、周辺地域における感染動向も考慮しつつ、流行の縮小を念頭に対応します。
- (2) 感染の封じ込めが困難な場合は、国や東京都によるリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。
- (3) ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるこことを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。）。
- (4) 最終的にワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

第3節 対策項目

1 主な対策項目

瑞穂町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること」及び「住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、

取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とします。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 住民の生活及び経済活動の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

(1) 対策項目ごとの基本理念と目標

感染症危機は住民の生命及び健康、住民生活及び経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や住民・事業者の協力の下、国や東京都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要です。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、的確に新型インフルエンザ等対策を実施することで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにします。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、瑞穂町は、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。このため、病原体の性状を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行います。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対

策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しが機動的に行われることが重要です。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制の対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。東京都及び瑞穂町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、東京都及び瑞穂町においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

(5) 保健

感染状況や医療提供体制の状況に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、住民等の理解や協力を得ることが重要です。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。このため、感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じます。

(7) 住民の生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

新型インフルエンザ等の発生時には、住民生活及び経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び東京都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

2 瑞穂町行動計画等の作成や体制整備・強化

(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画を作成・変更します。計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取します¹⁵。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、瑞穂町業務継続計画を作成、また必要に応じ変更します。

(3) 新型インフルエンザ等対策に携わる瑞穂町職員等の養成等を行います。

3 国及び地方公共団体等の連携の強化

(1) 国、東京都、瑞穂町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。

(2) 国、東京都、瑞穂町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 国が政府対策本部を設置した場合¹⁶や東京都が東京都対策本部を設置した場合において、瑞穂町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

(2) 必要に応じて、第1節（準備期）2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁷を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行を含めた財源の確保¹⁸を検討し、所要の準備を行います。

15 特措法第8条第7項及び第8項

16 特措法第15条

17 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

18 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する区市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により瑞穂町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、東京都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁹を要請します。
- ② 瑞穂町に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は東京都に対して応援を求めます²⁰。

(2) 必要な財政上の措置

国からの財政支援²¹を有効に活用するとともに、地方債の発行を含めた財源の確保²²を検討し、必要な対策を実施します。

2 緊急事態措置の検討等について

(1) 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置します²³。町内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います²⁴。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(1) 対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止します²⁵。

19 特措法第26条の2第1項

20 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

21 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

22 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する区市町村は、地方債を発行することが可能。

23 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、区市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

24 特措法第36条第1項

25 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²⁶

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

(1) 区市町村における情報提供・共有について

住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、瑞穂町の果たす役割は大きく、瑞穂町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行います。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、瑞穂町による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。また、瑞穂町公式キャラクターである「みずほまる」などをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことにより、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行うよう工夫します。

(2) 東京都との間における感染状況等の情報提供・共有について

住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあります。こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など東京都知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされています²⁷。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。

第2節 初動期

1 情報提供・共有について

(1) 瑞穂町における情報提供・共有について

国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められます。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

(2) 東京都と瑞穂町の間における感染状況等の情報提供・共有について

住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどを検討します。

26 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）

27 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等

2 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を設置します。

3 情報収集

(1) 国、東京都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について情報収集します。

(2) 学校、社会福祉施設等から発生状況に関する情報を収集します。

(3) 米軍横田基地の状況等について、関係機関を通じ、情報収集及び情報提供の要請を行います。

第3節 対応期

1 情報提供・共有について

(1) 瑞穂町における情報提供・共有について

国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められます。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

(2) 東京都との間における感染状況等の情報提供・共有について

住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関する協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどを検討します。

【新型コロナ対応での具体例（東京都との間における情報提供・共有）】

瑞穂町では、東京都との間で、感染症情報やワクチン等に関する連携の他に、瑞穂町備品及び東京都西多摩保健所より貸与を受けたパルスオキシメーターの自宅療養者への配送や貸出を行い、東京都が実施する経過観察に協力しました。

2 基本的方針

(1) 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。

3 情報収集

(1) 国、東京都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について情報収集します。

(2) 学校、社会福祉施設等から発生状況に関する情報を収集します。

(3) 米軍横田基地の状況等について、関係機関を通じ、情報収集及び情報提供の要請を行います。

第3章 まん延防止²⁸

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳工チケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

第2節 初動期

1 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

1 基本的な感染対策に係る要請等

住民等に対し、換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

【新型コロナ対応での具体例（感染対策に係る要請等について）】

瑞穂町では、以下の方法で住民に対して感染対策に係る要請等を行うことで、感染拡大防止に努めました。

- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等のタイミング及び緊急事態宣言以降定期的に、感染拡大防止や人権配慮等を呼びかける町長メッセージを瑞穂町ホームページに掲載

- ・町長からの防災行政無線による感染防止対策への協力の呼びかけ

- ・ふれあいセンターにテレワークスペースを設置・住民へ無料開放

28 特措法第8条第2項第2号口（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）

第4章 ワクチン²⁹

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材³⁰

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膚盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

※上記のほか、シリンジ（針を含む。）や注射用保護パットも必要となる。

29 特措法第8条第2項第2号口（住民に対する予防接種の実施）

30 一部出典：内閣感染症危機管理統括庁作成「市町村行動計画作成の手引き」

【令和3年度～令和5年度新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で使用した物品】

(1) 救急用品/消耗品

品名	規格	数量
シリキーテックス	1号 12.5mm×5m	1
シリキーテックス	5号 12.5mm×5m	2
テガダーム HP トランスペアレントドレッシング	60×70mm	1
テルモシリング/注射針付	2.5ml/22G	1
テルモシリング針なし	2.5ml	1
テルモシリング針なし	5ml	1
テルモシリング針なし	10ml	1
テルモシリング針なし	20ml	1
テルモ注射針	18G 11/2"RB	1
テルモ注射針	23G 11/4"RB	1
サーフローF&F(静脈留置針)	22G 1/4"(32mm)	1
サーフローF&F(静脈留置針)	24G 3/4"(19mm)	1
輸液セット(ラバーブラッドホース中間チューブ付き)	20滴、ルーコネクター、1570mm	1
輸液セット(ラバーブラッドホース中間チューブ付き)	20滴、フリーロックコネクター、1550mm	1
エクステンションチューブ	内径Φ1.1×外径Φ2.2×長さ500mm	1
エクステンションチューブ	内径Φ2.2×外径Φ3.6×長さ500mm	1
吸引カテーテル	10FR(黒)	1
吸引カテーテル	14FR(緑)	1
吸引カテーテル	16FR(オレンジ)	1
経口エアウェイ	成人用 大/幅19×長さ 90mm	1
経口エアウェイ	成人用 中/幅19×長さ 80mm	1
経口エアウェイ	成人用 小/幅19×長さ 70mm	1
人工鼻(サーモンベントT)		1
人工鼻(サーモンベントT)酸素供給アタッチメント		1
スタイルット(気管チューブ挿入用)	大 Φ3×450mm	2
スタイルット(気管チューブ挿入用)	小 Φ2×300mm	2
ロートネラトンカテーテル	12Fr	1
ロートネラトンカテーテル	14Fr	1
喉頭鏡乾電池	アルカリ単2	8
喉頭鏡予備電球(スタンダート)		8
プロシェアロールシーツ	570mm×100mm	1

(2) 救急用品/備品

品名	規格	数量
キャリー型酸素吸入器		1
加湿流量計 セット		1
電動式鼻水・たん吸引器		1
I.V.スタンド	ブルー	1
流量膨張式呼吸回路		2
駆血帯(ラテックスフリー)	グリーン	2
駆血帯(ラテックスフリー)	グリーン	2
マギール鉗子	M	1
開口器	ハイステル式	1
開口器	エスマル式	1
舌鉗子	コラン氏式	1
舌圧子	板状	1
鼻鏡	ハルトマン式・中	1
バイドブロック	大	1
バイドブロック	小	1
止血鉗子	ペアン氏式、140mmSS	2
ピンセット	無鈎、230mmSS	2
ドーナツ枕	外径Φ210×内径Φ105×厚み60mm	1
ドーナツ枕	外径Φ240×内径Φ120×厚み30mm	1
パルスオキシメーター	サーフィンPO プラス	2
大判バスタオル	1800×1000mm	4
ナースウォッチ		2
ストップウォッチ		2

【令和3年度～令和5年度新型コロナワイルスワクチン集団接種会場で使用した物品】

(3)救急用品/小児接種

品名	数量
アネロイド血圧計	2
フレックスポート リューザブルカフ 小	2
フレックスポート リューザブルカフ 中	2
フレックスポート リューザブルカフ 大	2
ワンハンド電子血圧計	2
ウォッシャブルカフ S	2
ウォッシャブルカフ M	2
ウォッシャブルカフ L	2

(4)医療用医薬品

保管	品名	数量
救急カード	エピペン注射液 0.3mg	1
	エピペン注射液 0.15mg	1
	アドレナリン注 0.1%シリソジ(1mg/1ml)	3
	ノルアドレナリン注1mg(1ml)	10
	ネオフィリン注250mg(250 mg/10ml)	10
	ネオレースタル注射液10mg(1ml)	10
	アレビアチン注250mg(5ml)	10
	生理食塩水20ml	5
	アトロビン注 0.05%シリソジ(0.5mg/1ml)	3
	ソルコーテフ注射用100mg	5
手持ち金庫 (劇薬)	ソルコーテフ静注用500mg	5
	セルシン注射液5mg(1ml)	10
	ホリゾン注射液10 mg(2ml)	10
災害用トランク	フェノバール注射液100 mg(1ml)	20
	エピペン注射液 0.3mg	1
	エピペン注射液 0.15mg	2
	アドレナリン注 0.1%シリソジ(1mg/1ml)	7
	ネオフィリン注250mg(250 mg/10ml)	10
冷蔵庫	アトロビン注 0.05%シリソジ(0.5mg/1ml)	7
	グルカゴンGノボ注射用1mg	2

2 ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、隨時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を検討します。

3 接種体制の構築

(1) 接種体制

医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。

(2) 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる瑞穂町職員については、瑞穂町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなり、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが必要です。

このため、瑞穂町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に對し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

② 特定接種の対象となり得る職員については、瑞穂町が対象者を把握し、国（厚生労働省）宛てに人数を報告します。

(3) 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

① 国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります³¹。

a 住民接種については、国及び東京都の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地区医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、東京都及び瑞穂町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の検討

31 予防接種法第6条第3項

b 医療従事者や社会福祉施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。また、社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、瑞穂町福祉部福祉課や高齢者福祉課と連携し、これらの者への接種体制を検討します。

表2 接種対象者の試算方法の考え方³²

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患有する者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種又は個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、地区医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地区医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努めます。

d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮が求められます。

② 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、瑞穂町の区域外（以下「町外」という。）における接種を可能にするよう取組を進めます。

③ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

32 出典：内閣感染症危機管理統括庁作成「市町村行動計画作成の手引き」

4 情報提供・共有

(1) 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccination Hesitancy³³」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されています。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進めます。

【新型コロナ対応での具体例（情報提供について）】

瑞穂町では、以下のとおり多様な手法で、正確な情報提供がより多くの住民の目に触れるように次の周知に取り組みました。

- ・瑞穂町でのワクチン接種の開始にあわせて、広報臨時号「新型コロナウイルスワクチン接種について」を全戸配布
- ・各追加接種開始等にあわせて、チラシを全戸配布
- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等のタイミング及び緊急事態宣言以降、定期的に感染拡大防止等を呼びかける町長メッセージを瑞穂町ホームページに掲載
- ・防災行政無線による町長からの感染防止対策への協力の呼びかけ
- ・ワクチン接種に関する案内文を各町内会へ回覧依頼及びメール配信

等

(2) 瑞穂町における対応

定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行います。

(3) 衛生部局以外の分野との連携

瑞穂町福祉部健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び他の部局との連携及び協力が重要であり、その強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、瑞穂町福祉部健康課は、瑞穂町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を瑞穂町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

5 DXの推進

(1) 瑞穂町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国の整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。

33 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

(2) 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意します。

(3) 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。

6 登録事業者の登録に係る周知

国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行います。国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録します。

第2節 初動期

1 接種体制

(1) 接種体制の準備

国から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行います。

(2) 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

2 ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節1³⁴（「ワクチン」における準備期）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

3 接種の実施に係る準備及び調整

(1) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、東京都とともに、地区医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。

(2) 住民接種

- ① 住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行います。（目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始するため。）
- ② 接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

34 P 18 「表1 予防接種に必要となる可能性がある資材」参照

③ 接種の準備に当たって、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

④ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定します。

⑤ ④で洗い出した業務について、人員の想定や個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。
※ 予防接種の円滑な推進を図るためにも、東京都保健医療局や福祉事務所、及び庁内の関係部局が連携します（調整を要する施設等及びその被接種者数を瑞穂町又は東京都保健医療局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は瑞穂町福祉部健康課と連携し行うこと等）。

⑥ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地区医師会や民間事業者等の協力を得て、その確保を図ります。

⑦ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地区医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と以下の協議を行います。

- ・接種実施医療機関の確保
- ・接種実施医療機関等における、診療時間の延長や休診日の接種等の可否等、多人数への接種を行うことのできる体制の確保
- ・必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等で医療機関等の医師・看護師等による接種

⑧ 社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、東京都福祉局等、地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。

⑨ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。
※ 臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配達や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。

⑩ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要です。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定しなければなりません。

具体的な医療従事者等の数の例³⁵

予診や接種に関わる、予診担当の医師	1名
接種を担当する医師又は看護師	1名
薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等	1名
接種後の状態観察を担当する者（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）	1名
その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられます。	

【新型コロナ対応での具体例（瑞穂町の集団接種での医療従事者等の体制）】

予診や接種に関わる、予診担当の医師	2名
接種を担当する医師又は看護師 ※接種は主に看護師	4名
薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等	4名
※接種を担当する看護師が兼任	
接種後の状態観察を担当する者 ※必要に応じ薬液充填の補助	2名

⑪ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品を医師会等と協議の上準備し、また、常時対応が可能となるよう、適切な管理を行います。

救急処置用品の例³⁶：血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液 等

【新型コロナ対応での具体例（救急処置用品の準備）】

町で準備を行った救急処置用品については、第4章第1節【令和3年度～令和5年度新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で使用した物品】（P19～20）を参照

⑫ 実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、医師会等と協議の上、事前に会場内の従事者について役割を確認します。
※ 東京都、東京都医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。

⑬ アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て瑞穂町が準備することとなります。その全てを準備・備蓄することが困難で、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行います。

また、瑞穂町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるため、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めます。具体的に必要物品としては、第4章第

35 出典：内閣感染症危機管理統括庁作成「市町村行動計画作成の手引き」

36 出典：内閣感染症危機管理統括庁作成「市町村行動計画作成の手引き」

1節1³⁷（「ワクチン」における準備期）のものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討します。

⑭ 感染性廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならなりません。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について、十分に調整します。

⑮ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。

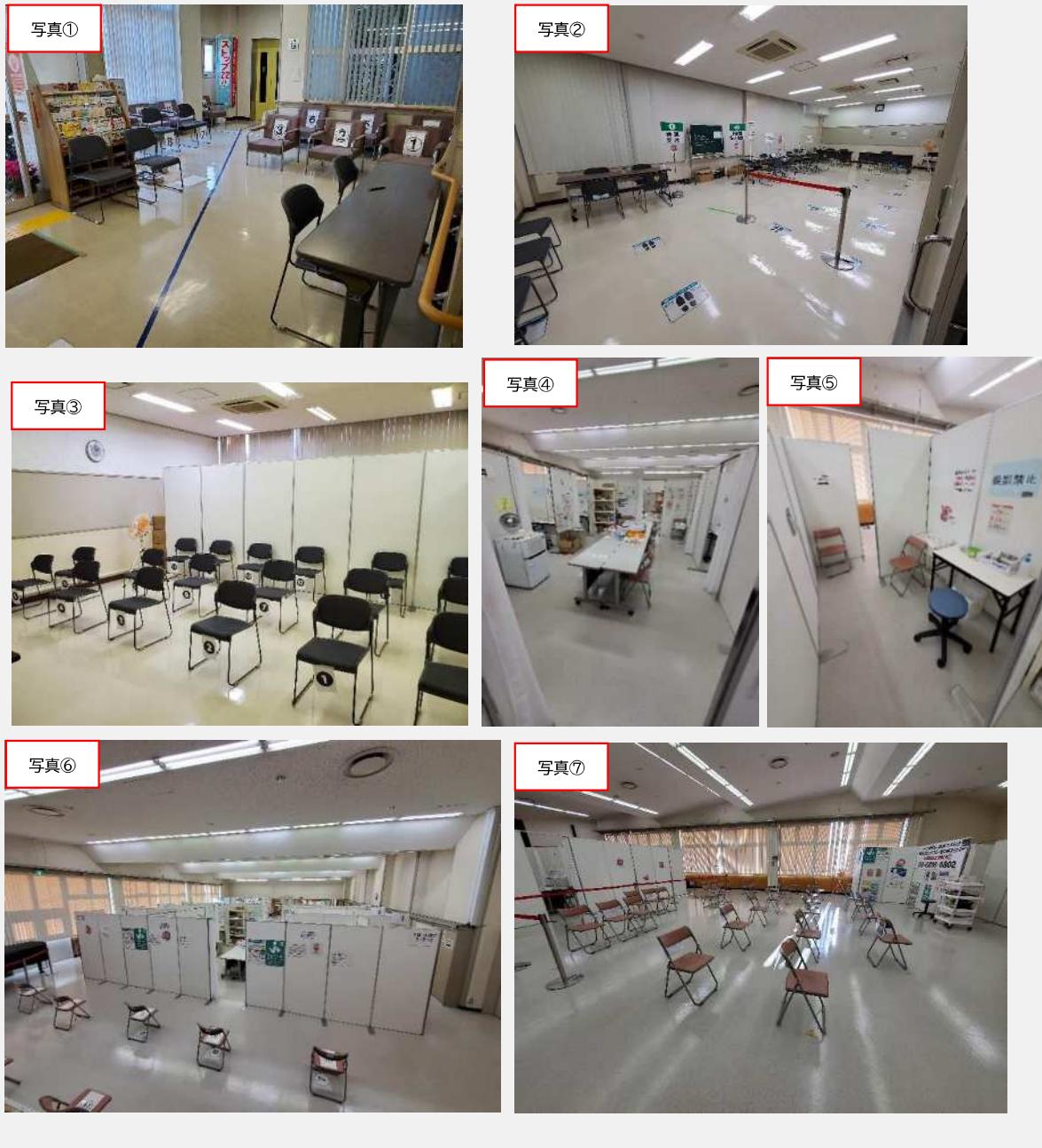
【新型コロナ対応での具体例（集団会場レイアウト）】

集団接種会場（町民会館）の配置図



37 P18 「表1 予防接種に必要となる可能性がある資材」参照

【新型コロナ対応での具体例（集団会場レイアウト）】
集団接種会場（町民会館）の写真



会場に落ち着きのある音楽をBGMとして放送し、不安感の低減と血管迷走神経反射等による対象不良者の発生防止を図った。

第3節 対応期

1 ワクチンや必要な資材の供給

(1) 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。

(2) 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。

(3) ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するためには、厚生労働省からの要請を受けて、東京都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行います。

(4) 厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、東京都を中心には他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行います。

【新型コロナ対応での具体例（ワクチンロス対策）】

瑞穂町では、接種予約のキャンセル等によって生じる余剰ワクチンを活用し、住民や妊婦を対象としたキャンセル待ち申請受付制度による接種や、接種予約の空き枠を活用した町内のエッセンシャルワーカー（福祉・教育・保育施設従事者、一般廃棄物収集事業者の従業員等の社会基盤の維持に必要不可欠な業種の方）を対象とした接種の実施により、ワクチンの有効活用に努めました。

2 接種体制

準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。また、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

(1) 特定接種（職員に対する特定接種の実施）

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び経済活動の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、瑞穂町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

(2) 住民接種

国及び東京都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の接種体制の準備を行います。

① 予防接種体制の構築

- a 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。
- b 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討します。
- c 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。
- d 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。
- e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、社会福祉施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討します。
- f 社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、瑞穂町福祉部高齢者福祉課等や地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

② 接種に関する情報提供・共有

- a 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。
- b 接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸すことのないよう対応します。
- c 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとします。なお、電子的に情報を収集する方が困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙媒体での周知を実施します。

【新型コロナ対応での具体例（予約受付）】

瑞穂町では、接種の実施に当たり、接種対象者に対し、接種対象者であることを確認できる接種券を発行し、予診票、案内等とともに送付し、接種予約を受け付けました。

接種予約受付は、瑞穂町コロナワクチンコールセンターでの電話受付、予約受付専用サイトを用いたインターネット受付により実施しました。また、初回接種（1・2回目）の際に、電話予約受付が殺到したことから、追加接種（3回目以降）は、対面による予約センターを設置し、住民の利便性の向上を図りました。

③ 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種

が困難な者が接種を受けられるよう、瑞穂町福祉部高齢者福祉課等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

【新型コロナ対応での具体例（接種体制）】

瑞穂町医師会、公立福生病院、町外医療機関と連携し、瑞穂町民会館での集団接種、町内指定医療機関等での個別接種を実施しました。また、東京都のワクチンバス派遣事業を活用して保健センター・コミュニティセンターに臨時会場を設けました。

集団接種会場	瑞穂町民会館
個別接種会場	新井クリニック
	石畠診療所
	栗原医科歯科医院・矯正歯科（旧：栗原医院）
	みずほ病院（旧：高沢病院）
	高水医院
	菜の花クリニック
	みずほクリニック
	公立福生病院

・被接種者送迎

接種順位の上位の者に高齢者が含まれることから、集団接種会場への移動支援策として、集団接種会場とJR箱根ケ崎駅間を往復する送迎バスの運行や、接種会場へ介護タクシーを利用する必要がある方への助成を実施しました。

・近隣自治体との協力

羽村市や入間市との相互乗り入れによる接種や、接種時の安全確保のため、公立福生病院での瑞穂町、福生市、羽村市の対象者への乳幼児接種を実施し、近隣自治体と協力して接種を促進しました。

・訪問接種

集団接種会場や個別接種会場への来場が困難な住民が接種を希望する場合、町内医療機関と連携し、自宅での訪問接種を行いました。

④ 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

3 健康被害救済

(1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われます。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は瑞穂町となります。

(2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録し

ていた区市町村となります。

(3) 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

4 情報提供・共有

(1) 自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。

(2) 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討します。

(3) パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。

(4) 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

(6) 住民接種に係る対応は以下のとおりです。

- ① 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じます。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起り得る。
- ③ ②を踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意します。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること
 - c 接種の時期、方法など、国民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること

第5章 保健

第1節 準備期

1 多様な関係機関との連携体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用し、平時から東京都、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。

2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します³⁸。

第2節 初動期

1 住民への情報提供・共有の開始

国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

第3節 対応期

1 主な対応業務の実施

(1) 健康観察及び生活支援

- ① 東京都が実施する健康観察に協力します。
- ② 東京都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、東京都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。

【新型コロナ対応での具体例（東京都が実施する健康観察への協力）】

瑞穂町では、瑞穂町備品及び東京都西多摩保健所より貸与を受けたパルスオキシメーターの自宅療養者への配送や貸出を行い、東京都が実施する経過観察に協力しました。
(再掲)

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

38 特措法第13条第2項

第6章 物資³⁹

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄等⁴⁰

(1) 瑞穂町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します⁴¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねています⁴²。

(2) 消防機関は、国及び東京都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。

第2節 初動期

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を確認します。

第3節 対応期

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を隨時確認します。

39 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

40 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

41 特措法第10条

42 特措法第11条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保⁴³

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象へ迅速で網羅的な情報が届くようになります。

3 物資及び資材の備蓄⁴⁴

(1) 瑞穂町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します⁴⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます⁴⁶。

(2) 事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者⁴⁷等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、東京都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を検討します。

5 火葬体制の構築

東京都の火葬体制を踏まえ、東京都内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。その際には、瑞穂町住民部住民課や瑞穂斎場組合等の関係機関との調整も行うものとします。

6 その他必要な体制の整備

国及び東京都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図ります。

43 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）

44 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

45 特措法第10条

46 特措法第11条

47 要配慮者への対応については、P38【（抜粋）新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」】を参照

第2節 初動期

1 遺体の火葬・安置

東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

2 その他必要な施策の実施

国及び東京都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整えます。

第3節 対応期

1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、出産・子育て支援、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

(2) 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者⁴⁸等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用的制限⁴⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

① 住民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、瑞穂町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措

48 要配慮者への対応については、P38【（抜粋）新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応】を参照

49 特措法第45条第2項

置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます⁵⁰。

（5）埋葬・火葬の特例等

- ① 東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ② 東京都からの要請に基づき、死亡者数の増加により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ③ 瑞穂斎場組合と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、瑞穂斎場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。
- ④ 東京都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- ⑤ 東京都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ⑥ あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
- ⑦ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、東京都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- ⑧ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、埋火葬の許可を受けるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋葬・火葬に係る手続を行います。

2 経済活動の安定の確保を対象とした対応

（1）事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

（2）住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じることを把握します。また、瑞穂町で実施する下水道事業、ごみ収集事業等、生活に必要な事業を継続しつつ、瑞穂町関連事業の休止、施設の貸し出し中止など、状況に応じた対応を行います。

50 特措法第59条

【(抜粋) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23 「(参考) 要配慮者への対応】

1. 準備期の対応

(1) 要配慮者の把握

- ・市町村は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により、孤独・孤立化し生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようとする。
- ・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障害者等が対象範囲となる。
- ・以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、各市町村が要配慮者を決める。

① 一人暮らし又は同居家族等の障害、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者

② 障害者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者

③ 障害者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時の対応が困難な者

④ その他、支援を要する者（ただし、要配慮者として認められる事情を有する者）

(2) 要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備

市町村は、要配慮者の登録情報を整理し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

ア 安否確認に関する対策

安否確認の方法としては、市町村の職員や協力者が電話や訪問で確認する方法のほか、要配慮者自身が安否を電話やメール、SNSで知らせる方法が考えられる。また食料品や生活必需品の配布、ごみ出し支援、その他支援を安否確認と併せて行うことも考えられる。

イ 食料品・生活必需品等に関する対策

- ・新型インフルエンザ等の発生時においても、登録事業者である食料品・生活必需品等の製造・販売事業者は、事業の継続に努めることとなるが、生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。
- ・各市町村では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品や生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた市町村行動計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進めることが必要である。
- ・支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市町村の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品や生活必需品等を配布する方法も考えられる。
- ・食料品や生活必需品等を配達する際には玄関先までとするなど感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。
- ・市町村は各市町村の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要配慮者リストを作成する。

・個人情報の活用については、各市町村において、個人情報を保有するに当たって特定した利用目的又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第61条第3項に基づき変更した利用目的のために、保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を利用・提供することが原則である（個人情報保護法第69条第1項）。

・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、市町村が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築する。

・なお、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、臨時に要配慮者に係る保有個人情報を、当該保有個人情報の利用目的以外の目的のために利用・提供する必要がある場合、市町村長において、個人情報保護法第69条第2項第2号若しくは第3号の「相当の理由19」又は同項第4号の「特別の理由20」に該当することを確認した上で、要配慮者本人から同意を得ずに、要配慮者に係る保有個人情報等を防災関係部局、民生委員、自主防災組織などの関係機関等の間で共有することが考えられる。

2. 初動期及び対応期の対応

- ・市町村は、行動計画に基づき、要配慮者等への支援を実施する。
- ・市町村は、食料品や生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。
- ・なお、平時において、同居者がいる場合や、家族が近くにいることで日常生活できる障害者や高齢者等についても、新型インフルエンザ等の感染拡大時においては、同居者や家族の感染により、支援が必要となる可能性がある。
- ・そのため、都道府県等は、新型インフルエンザ等に罹患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障害者や高齢者がいる場合には、市町村と情報共有し、市町村は、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）を行う。

【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖たん白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/ゾ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）。

○ 患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者

○ 患者等

患者及び感染したおそれのある者

○ 基礎疾患有する者

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられる者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫不全（ステロイド全身投与等）等を有し、治療経過、管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者を指す。

○ 緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○ 指定（地方）公共機関

新型インフルエンザ等が発生したときに、その業務について対策を実施する責務を有する機関をいう。特措法に基づき、国が指定する機関として、独立行政法人（医療）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会などの公共的機関、医療・医薬品の製造販売業者、電気・ガス・輸送・通信その他公益的事業を営む法人を指す。

○ 指定地方公共機関

新型インフルエンザ等が発生したときに、その業務について対策を実施する責務を有する機関をいう。特措法に基づき、都道府県知事が指定する機関として、医療・医薬品の製造販売業者、電気・ガス・輸送・通信その他公益的事業を営む法人で、指定公共機関以外のものを指す。

○ 住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項の規定において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、

かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ **新型インフルエンザ**

感染症法第6条第7項第1号の規定において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ **新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009**

2009年（平成21年）4月に、メキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ **特定接種**

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ **濃厚接触者**

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

○ **パンデミック**

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ **フレイル**

身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

○ **病原性**

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力を総合した表現として使われる。

○ **まん延防止等重点措置**

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ **有事**

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探

知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び東京都対策本部の廃止までをいう。

○ 予防計画

感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

第2期瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 年 月

発行・編集 瑞穂町福祉部健康課

〒190-1211 東京都西多摩郡瑞穂町大字石畠1970番地

TEL 042-557-5072

FAX 042-556-7414

URL <https://www.town.mizuho.tokyo.jp/>